

東海保障措置センター

原子力事業者防災業務計画の要旨

平成29年2月16日
公益財団法人核物質管理センター

公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター（以下「東海センター」という。）の原子力事業者防災業務計画について、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき平成29年2月16日付けで修正を行いましたので、同条第3項の規定に基づきその要旨を以下のとおり公表致します。

1. 修正の内容

主な修正の内容は以下のとおり。

- 1) 外部関係機関の通報・連絡先の組織名変更に伴う「緊急事態発生時の外部通報・連絡系統図」の修正
- 2) 原子力災害発生時の対応組織（「東海センター原子力防災組織図」）の修正
- 3) 平成27年度の防災訓練の改善に伴う「避難退避場所（追加）」の修正
- 4) 関係法令等との整合を図るための定義、用語及び別記「通報様式」の修正
- 5) 原子力防災資機材の見直しに伴う「原子力防災資機材一覧表」の修正
- 6) その他、記載の適正化のための所要の見直しに伴う修正

2. 修正年月日

平成29年2月16日

3. 構成

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

第2節 定義

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本方針

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 原子力防災体制

第2節 原子力防災組織の運営

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

第4節 原子力防災活動で使用する資料の整備

第5節 原子力防災活動で使用・利用する設備等の整備・点検

第6節 防災教育の実施

第7節 防災訓練の実施

第8節 事業所外運搬に係る災害予防対策

第9節 関係機関との連携

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報・連絡

- 第2節 応急措置の実施
- 第3節 緊急事態応急対策
- 第4節 緊急事態応急対策等の報告
- 第4章 原子力災害事後対策の実施
 - 第1節 関係機関との連携協力
 - 第2節 東海センターにおける対策の実施
 - 第3節 原子力防災要員の派遣等
- 第5章 他の原子力事業者等への協力

4. 主な内容

(1) 原子力災害予防対策

1) 原子力防災組織

東海センターに原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う原子力防災組織を設置する。原子力防災組織には原子力防災要員を配置し、災害拡大の防止、施設等の整備点検及び復旧等の対応が図れるようにする。

2) 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、東海センター所長とし、原子力防災組織を統括管理する。また、副原子力防災管理者は、原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在の場合にはその職務を代行する。

3) 通報連絡体制

原子力防災管理者は、緊急事態（原子力災害対策指針に掲げる警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態をいう。）発生時に原子力防災要員等を非常召集するための連絡体制及び国、地方公共団体等の関係機関への通報を確実にを行うための連絡体制を整備する。

4) 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備

原子力防災管理者は、放射線測定設備を整備、維持すると共に、原子力防災資機材及び緊急事態発生時に対策を講ずるに際して必要となる資料等を整備する。

5) 原子力防災活動で使用する設備等の整備・点検

原子力防災管理者は、緊急事態発生時に関係機関との通報・連絡のための非常用電話、同時に複数箇所に送信可能なファクシミリ及び携帯電話等の必要な通信設備を整備・点検する。また、職員等の救急医療を確保するため、あらかじめ近隣の医療機関に協力を求める。

6) 防災教育及び防災訓練の実施

原子力防災管理者は、原子力防災要員等に対して、原子力災害に対する知識及び技能の習得のため必要な防災教育を定期的実施する。

また、原子力災害発生時に原子力防災組織が有効に機能するように防災訓練を実施する。訓練の実施に当たっては事前に訓練計画書等に関し原子力防災専門官から指導及び助言を受ける。訓練実施後は評価を行い、課題等を明らかにし必要に応じて次回の訓練計画に反映する。また、防災訓練の実施結果については原子力規制委員会に報告する。

7) 事業所外運搬に係る災害予防対策

原子力防災管理者は、事業所外運搬にあたっては、緊急事態発生時の応急措置、通報・連絡体制の整備、及び当該運搬に必要な原子力防災資機材の携帯と共に、防災対応を的確に実施するための必要要員の配置を図る。

8) 関係機関との連携

原子力防災管理者は、国、茨城県、東海村、その他の原子力防災関係機関と平常時より連絡を密接にし、防災関連情報の収集・交換及び協力関係の構築に努める。また、原子力施設に異常が発生し、又はそのおそれがある場合には原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長その他関係機関と連携して、通報・連絡や施設の状況等に関する情報収集等の措置対応に努める。さらに、地域防災計画の修正、防災訓練の実施、住民の避難訓練計画等の作成について茨城県及び東海村に協力する。

(2) 緊急事態応急対策

1) 非常時体制の発令

原子力防災管理者は、警戒事象を含む特定事象等が発生した場合、非常時体制を発令するとともに原子力防災組織で運営する事故対策本部を設置し、その任務を遂行する。

2) 通報・連絡の実施

原子力防災管理者は、特定事象等の発生について報告を受けた場合は、直ちに関係機関にファクシミリで一斉に通報する。また、ファクシミリを送信した旨を送信先に速やかに電話で連絡するとともにファクシミリの記録を保存する。ファクシミリを使用することができない場合は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を通報先に対し確認することとする。

3) 特定事象等の経過連絡

原子力防災管理者は、特定事象等の関係機関へ最初の通報を行った以降は、その後の事象の推移、応急措置の実施状況、放射線の変化等に応じて施設の状況、応急対策活動の状況、放射線量等の状況を関係機関に連絡する。

4) 非常時体制の解除

原子力防災管理者は、特定事象等が終息したと判断した場合は、関係機関と協議の上非常時体制を解除する。

5) 応急措置の実施

原子力防災管理者は、特定事象等が発生した場合、原子力防災組織に必要な職員の非常召集、事故対策本部の設置等必要な体制をとると共に、以下の応急措置を実施する。また、オフサイトセンターが当該事象に対して活動を開始する前の初期段階において、周辺住民の避難等が必要であると判断したときは、直ちに茨城県知事及び東海村長へ住民の避難等の措置を要請する。

- ① 特定事象等の発生原因及びその状況並びに放射線被ばく及び障害等人身災害の有無等の把握。
- ② 火災が発生している場合は、初期消火活動及び延焼の防止措置。
- ③ 放射線被ばく又は放射性物質による汚染を伴う傷病者については、汚染の測定、除染等の措置を講じるとともに、初期被ばく医療措置のため、原子力災害医療体制に関する覚書及び原子力災害医療に関する契約書を締結した久慈茅根病院、大洗海岸病院、日立総合病院、国立病院機構茨城東病院又は水戸赤十字病院に連絡を取り、移送や治療の依頼等必要な措置を講ずる。なお、移送の際は、放射線管理要員を同行させる。
- ④ 特定事象等の拡大防止対策。
- ⑤ 東海センター事業所内及び事業所境界付近の放射線量及び放射性物質の濃度等の状況把握。
- ⑥ 関係者以外の者の立入を禁止する区域の設定及び縄張り等の必要な措置。
- ⑦ 特定事象等発生原因の推定及び原因除去対策の検討。

- ⑧施設や設備の点検、故障した設備等の応急の復旧。
- ⑨報道機関等に対する広報活動。
- ⑩原子力規制委員会からの命令による措置。
- ⑪特定事象等発生 of 通報を行った後においても、東海センター敷地境界における放射線量の測定等を継続して実施する。
- ⑫非常時体制を発令した時において退避が必要と判断される時は放送設備等により退去必要者に退避場所に速やかに退避するよう指示する。
- ⑬茨城県知事、東海村長が実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため原子力防災要員等の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講ずると共に避難場所等において実施する住民の汚染検査等の原子力災害医療に対する要員の派遣及び資機材の貸与等による協力・支援を行う。
- ⑭応急措置実施の概要について関係機関に対し報告する。

6) 緊急事態応急対策

①関係機関と連携協力

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策の実施に当たり、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会に対して、適切かつ正確な情報の提供を迅速に行うとともに関係機関と連携して協力する。

②緊急事態発生時の通報・連絡の実施

原子力防災管理者は、原子力緊急事態に至った場合、直ちに関係機関にファクシミリで通報するとともに速やかにファクシミリを送信した旨を電話で連絡する。

③緊急事態応急対策の実施

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策として、応急措置に定める措置を原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、継続して実施する。

④合同対策協議会等への参加

原子力防災管理者は、副防災原子力管理者又は同等の者を現地事故対策連絡会議、合同対策協議会に派遣し、原子力災害の経過・応急措置の実施に関する情報提供、緊急事態応急対策等の立案及び同協議会との連絡調整に参加させる。

⑤原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、関係機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に実施されるよう引き続き原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。なお、茨城県及び東海村に派遣された原子力防災要員は、各自治体災害対策本部長等の指示に基づき、避難所等において特定事象の経過及び実施した応急措置の説明及び住民に対する広報・相談窓口への協力等の業務を行う。

⑥非常時体制の解除

原子力防災管理者は、事象が終息し、原子力緊急事態解除宣言が行われた場合は、関係機関と協議の上、非常時体制を解除する。原子力緊急事態解除宣言が行われた場合でも、原子力災害事後対策に必要と判断した時は原子力防災組織を継続して活動させる。また原子力災害合同対策協議会が引き続きいるときは、原子力防災要員を引き続き参加させる。

7) 緊急事態応急対策等の報告

原子力防災管理者は、原子力緊急事態の状況及び実施した緊急事態応急対策の概要並びに原子力災害事後対策の実施方針を関係機関に報告する。

(3) 原子力災害事後対策

1) 関係機関との連携協力

原子力防災管理者は、原子力防災事後対策の実施にあたり、原子力災害の復旧等が迅速かつ円滑に行われるように関係機関と相互に連携し協力する。

2) 東海センターにおける対策の実施

①原子力防災管理者は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力防災組織を活動させて原子力災害の拡大防止又は復旧を図るため以下の事項などについて復旧対策を実施する。

(a) 施設及び施設周辺の放射線量及び放射性物質による汚染状況の把握

(b) 施設及び施設内の放射性物質の除去及び放射線の遮へい

(c) 施設損傷部の修理、改造等の実施

②原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

③原子力防災管理者は、地元住民に対する説明及び相談窓口の開設、被災者の損害賠償請求等のための相談窓口の設置等の対策を講じる。

3) 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、関係機関の実施する原子力防災事後対策が的確かつ円滑に行われるよう原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。

(4) 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、当該原子力事業者等の実施する緊急事態応急対策及び原子力防災事後対策が的確かつ円滑に行われるように、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、緊急時モニタリング、避難者の輸送及び誘導その他必要な協力を行うとともに避難場所等における住民の汚染検査に対する要員の派遣及び資機材の貸与等による支援を行う。

なお、「原子力事業者安全協力協定」に基づき他の原子力事業者に対しての原子力災害への支援を行う場合は、同協定に定める安全協力委員会委員長からの要請に応じ必要な協力を行う。

以上

本件の問い合わせ先

茨城県那珂郡東海村白方字白根 2-53

公益財団法人核物質管理センター

東海保障措置センター 管理課

T e l . 0 2 9 - 3 0 6 - 3 1 0 0

F a x . 0 2 9 - 2 8 2 - 8 0 0 4